

〔N○. 6〕 防火区画、防火壁及び防火床に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 主要構造部を耐火構造とした建築物について、区画された部分の床面積を3,000m<sup>2</sup>とする場合の自動式のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積には、手動式の補助散水栓による部分の床面積は含まれない。

→令112条（防火区画）1項

2. 給水管、配電管等が防火壁又は防火床を貫通する場合には、当該管等と当該防火壁又は防火床との間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

→令113条（木造等の建築物の防火壁及び防火床）2項 令112条（防火区画）20項（平成25年）

3. 耐火建築物及び準耐火建築物以外の延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える木造の小学校は、原則として、床面積の合計1,000m<sup>2</sup>以内ごとに準耐火構造の防火壁又は防火床で有効に区画しなければならない。

→法26条（防火壁等） 令113条（木造等の建築物の防火壁及び防火床）一号

4. 避難階が地上1階であり、地下1階から地上2階の各階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を耐火構造としたものにおいては、地下1階から地上2階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。

→令112条（防火区画）11項 19項二号ロ（令和2年、平成27年）